

## サービスの対価から利用料金等収入を差し引いて支払う県の支払額について

### 1 基本的な考え方

#### (1) サービスの対価及び県から事業者への支払額について

本件事業のサービスの対価は、a 施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息、b 施設の維持管理・運営費（需要に伴い変動する変動費を含む。）、c 施設の修繕・更新費の3項目で構成され、応募者の提案に基づき決定される。

事業者は、利用者から入園料金等の利用料金等を徴収し、その収入を維持管理・運営費の一部に充てる。

県から事業者への支払は、サービスの対価から利用料金等収入見込額（利用料金収入見込額とその他収入見込額（ただし、サービス事業収入については、維持管理・運営費の一部に充当する額）の合計額。収入の区分については、付属資料3「事業者の利用料金等の収入について」を参照のこと。）を差し引いて行う。

#### (2) 需要リスクについて

事業者が自らの収入とする利用料金等収入は需要リスクを伴うものであり、利用者数の増減により増減する。

県としては、民間事業者に施設の整備、維持管理・運営を一括して委ね、事業者が利用者数増加のための創意工夫を発揮することを期待している。

したがって、応募者は、自らの需要推計等に基づき維持管理・運営期間中の各年度ごとのサービスの対価及び利用料金等収入見込額並びにその差額である県の支払必要額を提案することとし、県は当該支払必要額を負担するものとする。なお、実際の利用料金等収入額が提案を上回った場合は事業者の収入とし、下回った場合は事業者の負担とする。

ただし、実際の利用料金等収入額が提案を下回る場合に、天候の影響など事業者の責めに帰さない事由によると考えられるときもあることから、そのようなときには、そのような事由によって生じた減収を補てんすべく、「3 利用料金収入の減収に係る県のリスク負担」の考え方にに基づき、県がリスクを負担し、補てんを行うこととする。

### 2 サービスの対価から差し引く利用料金等収入

本件事業では、-1 一般入園者からの入園料金、-2 学校利用で付添による入園者からの入園料金（なお、学校利用での児童・生徒及びその引率者の入園料金は免除するものとしているので留意すること。）、-1 一般入園者からの駐車場利用料金、-2 学校利用等での大型バスの駐車場利用料金、会議室利用料金の3項目（5種類）の利用料金を事業者が徴収することを予定している。

このほかに事業者が得ることが見込まれる収入としては、広告料収入、協賛金収入等がある。また、売店・レストラン事業の利益のうち一定額を充当することも妨げない。県としては、事業者がこれらの収入を維持管理・運営費の一部に充てることにより、県から事業者への支払必

要額が抑制されることを期待している。


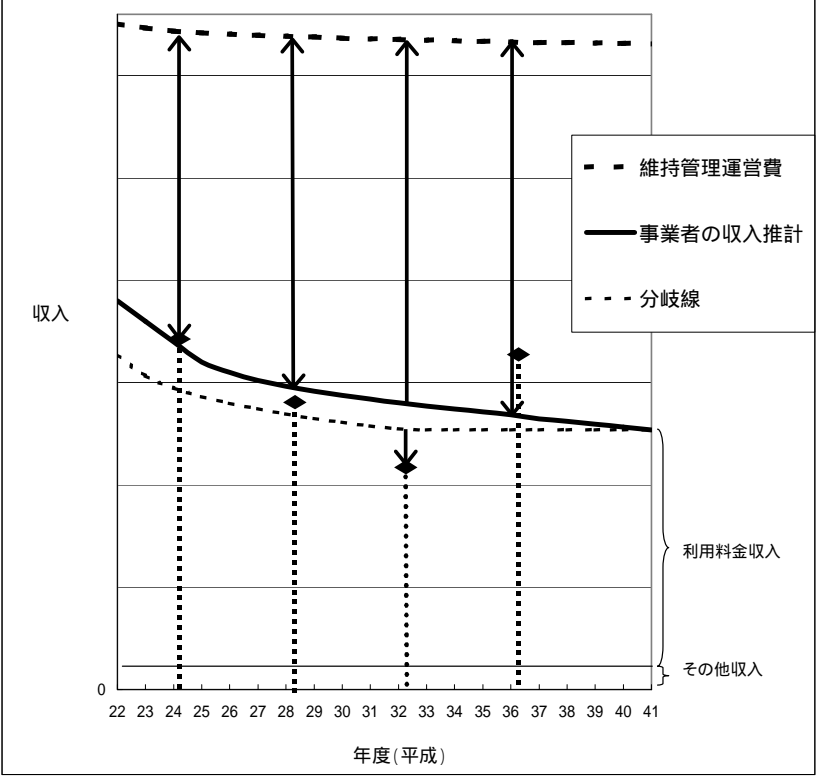
事業者は、維持管理・運営期間中に見込まれる各年度ごとの利用料金等収入について、自らの需要推計に基づき提案するものとし、サービスの対価から差し引く利用料金等収入額は提案された利用料金等収入見込額によるものとする。なお、提案に際して、条例で規定する利用料金の上限単価は維持管理・運営期間中改定されないものとし、事業者が料金について減免措置を想定しているときには、当該減免措置分の減収を反映させるものとする。県の需要推計については、参考資料1「県が想定する入園料金収入」及び参考資料2「県が想定する駐車場利用料金収入」を参照のこと。

また、維持管理・運営期間中、提案された利用料金等収入を実際の収入が上回った場合に、上回った収入を事業者自らの利益とすることはもちろん、提案されたサービスの対価に含まれる経費とは別に、事業者の判断により集客のための経費等に充当することも妨げないものとする。

### 3 利用料金収入の減少に係る県のリスク負担

県は、事業者が応募時に提案したサービスの対価と利用料金等収入見込額の差額を負担するものとし、実際の利用料金等収入の変動リスクについては負担しないものとするが、各年度で天候の影響など事業者の責めに帰さないことが明らかな事由により実際の利用料金等収入額が事業者の提案した利用料金等収入見込額を下回り、次に示す県の分岐線を下回った場合には、県の分岐線（事業者の提案額が県の分岐線を下回っている場合には当該提案額）と実際の利用料金等収入額との差額のうち、当該事由によって生じた利用料金（入園料金及び駐車場利用料金）収入減収分と評価できる金額に相当する分に、関係者協議会（付属資料7「神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）特定事業関係者協議会の設置及び運営に関する要綱（案）」参照）において当該事由により生じた被害の回復が併せて必要とされたときの当該被害の回復に必要な費用のうち保険で補填されない額を加算し、当該年度の翌年度に補填するものとする。

ただし、当該額が20万円に満たない場合は、補填すべき額がなかったものとみなす。

年度	分岐線の額 (千円)	実際の収入額と県の支払いイメージ
H22年3月	14,767	<p>実収入 = 収入推計      実収入 &lt; 分岐線 (補填額は利用料金収入減収分)</p> <p>分岐線 &lt; 実収入 &lt; 収入推計      実収入 &gt; 収入推計</p> <p style="text-align: right;">  </p>
H22年度	163,853	
H23年度	153,428	
H24年度	147,409	
H25年度	143,160	
H26年度	139,871	
H27年度	137,168	
H28年度	134,607	
H29年度	132,446	
H30年度	130,530	
H31年度	128,811	
H32年度	127,233	
H33年度	126,816	
H34年度	126,816	
H35年度	126,816	
H36年度	126,816	
H37年度	126,816	
H38年度	126,816	
H39年度	126,816	
H40年度	126,816	
H41年度	126,816	